

緊急事態措置協力支援金【８月～９月分】申請書【申請施設の情報】

**要請期間中、全ての期間にご協力いただいた施設**

※　**要請期間は、令和３年８月２７日（金）から９月１２日（日）**までとなります。遅くとも８月３０日（月）からご協力いただいたことが**、支援金の支給要件となります**。**協力開始が、８月２７日（土）よりも遅れた場合、ご協力いただいた日数に応じた支給金額となります**（例えば、８月２８日（土）からご協力いただいた場合、支給金額は１日分減額されます）。なお、**８月３１日（火）以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず支給できません。**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 取組施設 | フリガナ |  | | 業種  業態 |  |
| 名称 |  | |
| 住所 | 〒 | | 電話  番号 |  |
| 従来の営業時間 | ：　　 　　～　 　　　： | | | |
| 要請期間の  取組内容及び  協力開始日 | 要請期間（８月２７日（金）（遅くとも８月３０日（土））～９月１２日（日））の全てにおいて、  □ 営業時間を５時から２０時までの間に短縮（休業を含む）しました。  □ 一定の要件＊を満たした上で、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を１１時から１９時までの間としました。（酒類の提供を終日行わない場合を含む。）  ＊・同一グループの入店は、原則４人以内　・アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）　・手指消毒の徹底  ・食事中以外のマスク着用の推奨　・換気の徹底  ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及び北海道コロナ通知システムの活用の呼びかけ  ・滞在時間の制限（２時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする  ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践）  　 ・業務開始前に検温を行うなど従業員の体調確認を行う  □ 業種別ガイドラインなど次の感染防止対策を実施しました。  ・従業員への検査推奨　・入場者の整理、誘導　・発熱その他の症状のある者の入場の禁止　・手指消毒設備の設置  ・事業を行う場所の消毒　・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知  ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む）  　 ・施設の換気を行う  　 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる　など  □ 飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行いませんでした。  ※上記項目に全て該当することが支援金支給の要件です。  要請期間の要請協力開始日について、**いずれかに**チェックを入れてください。  □令和３年８月２７日(金)　　 □８月２８日(土)　　 □８月２９日(日)　　□８月３０日（月） | | | |
| 要請期間における営業時間を記入してください。  休業した場合は「99:99～99:99」とご記入ください。 | ：　　　～　 　　： | | |
| 要請期間における酒類の提供時間を記入してください。  提供をやめた場合は「99:99～99:99」とご記入ください。 | ：　　　～　 　 ： | | |
| 中小企業（個人事業者を含む。以下同じ。）の下限額での申請希望 | 中小企業で、１日当たりの売上高が83,333円以下のため、売上高の確認できる資料の提出を省略し、**支援金の下限額（２万５千円/日）で申請される場合**、下記にチェックを入れてください。  ※この場合、申請に必要な書類のうち、売上高の確認できる次の資料は提出不要となります。  　・1日当たり売上高を算出した年（2019年又は2020年）の8月と9月の売上台帳等の帳簿の写し  ・2020年の確定申告書「別表一（第一表）」を提出している場合は、2019年の確定申告書「別表一（第一  表）」の写し  ・（法人）2020年の法人概況説明書を提出している場合は、2019年の法人事業概況説明書の写し  ・（個人）青色申告決算書の写し、又は白色申告収支内訳書の写し  □ 当施設（店舗）については、支援金の下限額で申請します。 | | | |